

(2) 施設の機能診断

1) 開水路に関する機能診断

- ・ 活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の浸食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等）を行うこと。
- ・ 状況確認の結果を経年的に記録管理すること。

【活動のねらい】

活動計画書に位置付けた開水路やゲート類の施設破損・劣化状況については、その結果を記録管理します。これに加え、施設の破損状況や老朽化の進行度合いを経年的に把握し、必要な管理・補修計画を立て、予防保全活動を適期に実施することが大切です。

【活動の内容】

各施設の機能診断に当たってのポイントは次に示すとおりです。

①水路

目地が緩んでいないか、不同沈下を起こしていないか、表面が劣化していないか、土砂が堆積していないか等について、目視で確認し状況を記録します。また、側壁背面に土壌侵食により空洞が生じていないか、はらみがないかについて、目視で確認するとともに、水路周辺農用地の状態を点検し状況を記録します。側壁背面の侵食状況を打音により診断する場合は、水路側壁等をハンマーで叩き、周囲と異なった音がしないかどうかを確認します。また、水路に付着する藻類の発生等、開水路の通水に関して気が付いた点があれば、併せて記録します。

②ゲート等施設

ゲート等施設の破損や、ゲートの開閉がスムーズに行えない等の問題が生じていないか確認し状況を記録します。

機能診断の結果は、あらかじめ点検表を作成し、異常がない場合も含めて、診断結果を記録します。異常を確認した場合は、必要に応じて図面（概略図）や写真、メモ等を添付して、その内容とともに発生位置等も判るようにします。記録は保管し、施設保全の管理計画作りに役立てます。



開水路における機能診断の実施状況



写真への記載例

側壁背面に空洞が生じていないか



水路側壁のはらみがないか

目地が緩んでいないか



施設の破損・異常等はないか



表面が劣化していないか
不同沈下を起こしていないか

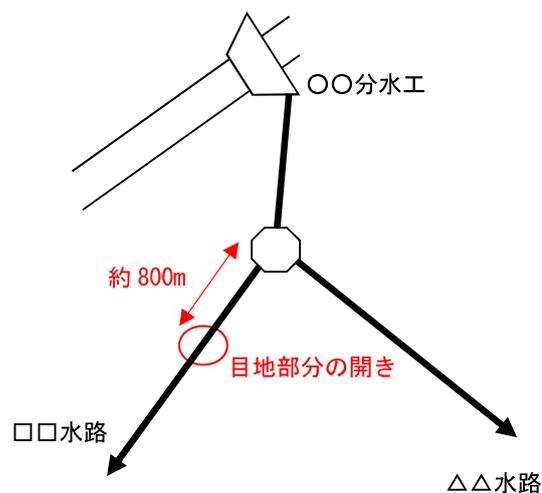
開水路の点検ポイント

(記載例)

施設区分： 開水路			整備年度： 昭和58年		
施設名： ○○○水路			地区・区間等： ー		
機能診断			修復履歴		
実施時期 (年月日)	診断結果	診断担当者	修復区間等	実施時期 (年月日)	作業内容
H16.11.8	目地部分が一部開いている[○○分水ゲート～△△分水ゲートの範囲]	○○○○	○○分水ゲートから、○○分水ゲートまで	H17.3.20 H17.3.22	モルタルを充填材とした目地詰めを実施
H17.11.17	一部分にはらみあり[○○分水の下流に約30mの場所の2m程度の範囲]	○○○○	○○分水ゲートから、下流に約○m	H17.11.26	側壁背面の過剰な土を取り除き、側壁を適正位置に再設置
	目地部分が一部開いている[△△分水ゲート～△△分水ゲートの範囲]	○○○○	△△分水ゲートから、△△分水ゲートまで	H18.3.18 H18.3.20	モルタルを充填材とした目地詰めを実施

【配慮事項】

- ・機能診断にあたっては、水土里ネット等の専門家に相談することが大切です。
- ・地区の空中写真やほ場整備時に作成した詳しい地図等があれば、診断結果の記録時等に利用できます。地域によっては、市販の住宅地図等も利用できます。



図への記載例